

宮崎市内海やっこ荘指定管理者の指定取消について

本市が指定した宮崎市内海やっこ荘指定管理者において下記の事実が判明したため、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第11項及び宮崎市内海やっこ荘の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第25条第1項の規定により、指定管理者の指定取消処分を行いました。

記

1 対象事業者

- (1) 事業者名 青島地区社会福祉協議会
- (2) 代表者名 会長 鳥井 憲一

2 指定管理者の指定内容

- (1) 指定管理名 宮崎市内海やっこ荘の指定管理者
- (2) 指定日 令和2年12月23日
- (3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 処分の内容 指定取消

4 処分年月日

- (1) 通知日 令和4年12月26日
- (2) 効力発生日 令和5年1月16日

5 処分理由

- (1) 内容虚偽の収支決算書作成・提出及び決算剰余金隠ぺいの不正な行為
(基本協定書第25条第1項第1号)
- (2) 内容虚偽の収支決算書作成・提出及び決算剰余金隠ぺいの虚偽報告
(基本協定書第25条第1項第3号)
- (3) 上記(1)、(2)の事実が認められ、管理業務の継続が社会通念上著しく不適當
(基本協定書第25条第1項第7号)
- (4) 上記(1)、(2)、(3)の基本協定書に反する行為があり、管理継続が不適當
(法第244条の2第11項)
平成18年度から令和3年度までの16年間にわたり、内容虚偽の収支決算書を作成し、市に提出し、決算剰余金を隠ぺいした。

6 指定管理料返還額 4,624,638円(令和4年12月19日返還済)

参考：今回の内容虚偽の収支決算書作成などの内容

- (1) 毎年度、年間の指定管理料と支出総額が同額になるよう、支出額を水増しし、収支額がゼロ円となる収支決算書を作成していた（内容虚偽の決算書作成）。
- (2) 実際には、決算剰余金があるにもかかわらず、市に対し、内容虚偽の収支決算書を用いて決算剰余金をゼロ円で報告していた（虚偽報告）。
- (3) 毎年度の決算剰余金は、翌年度に別の預金口座に移して管理され、その残金は3,953,244円（R4.12.19現在）となっていた。

【問い合わせ先】

福祉部福祉総務課 担当者 黒岩
電話 21-1754（課直通）、内線 3300

令和4年12月26日
福祉部 福祉総務課

宮崎市内海やっこ荘の概要

1.現在の指定管理の概要

(1)指定管理者

青島地区社会福祉協議会

(2)指定管理期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(3)募集方式

非公募

(4)指定管理料

令和元年度：3,217,518円(決算額)

令和2年度：3,247,037円(決算額)

令和3年度：3,535,000円(決算額)

2.施設の外観・位置図

内海やっこ荘

①外観



②位置図



3. 施設概要

施設名	内海やっこ荘
所在地	宮崎市大字内海字畑田 2169 番地1
根拠法令等	宮崎市内海やっこ荘条例
開設年度	平成2年度
構造	木造1階建
延床面積	293.78㎡
敷地面積	2,246.51㎡
諸室等	談話室、和室、自炊室、ゲートボール場
設置目的	住民の福祉を増進し、その利用に供するため
主な 実施事業	①高齢者の教養、レクリエーション等に関すること ②市民の休養のための施設の提供
開館時間	午前9時 ～ 午後5時
休館日	①水曜日 ②8月13日から同月15日まで ③12月29日から翌年の1月3日まで
利用者数	令和元年度：4,799人(開館日数:280日) 1日当たり利用者数:17人 令和2年度：1,990人(開館日数:216日) 1日当たり利用者数:9人 令和3年度：1,957人(開館日数:188日) 1日当たり利用者数:10人